

お知らせ

介護保険料仮徴収額 特別徴収のお知らせの廃止

長寿・保険課 ☎ 43-5217

これまで特別徴収（年金からの天引き）で介護保険料を納めている人に対して、4月上旬に仮徴収（4・6・8月）の金額を記載したお知らせを送付していましたが、4・6・8月分の保険料は、2月分の金額と同額となるため、令和2年度からお知らせの発送を廃止します。

なお、本徴収（10月、12月、翌年2月）の保険料は、7月に年間保険料額が決定します。仮徴収分を差し引いた金額を3回に分けて納めていただきます。その金額は、7月に通知します。また、仮徴収と本徴収の差が大きくなるないようにするため、6・8月の保険料を調整する場合があります。対象者には、変更後の保険料額を通知します。

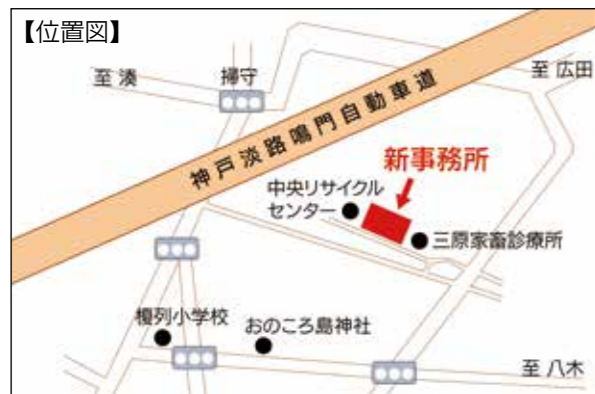
案内

農業共済は新たな組合が行います

兵庫県農業共済組合南あわじ事務所 ☎ 42-6210

農業共済事業は、4月1日より兵庫県農業共済組合が実施します。現在ご加入の共済は、特別の手続きなく同組合が引き継ぎ、事故が発生した場合などは、ご加入時の補償条件でお支払いします。

同組合南あわじ事務所
▽住所 榎列上幅多19-1-1 番地3
※下図参照
※電話番号に変更はありません



お知らせ

eo 光テレビ加入者 視聴支援金交付申請の受付

広報情報課映像制作係 ☎ 43-2345

受付期間
4月1日（水）～30日（木）

対象世帯① ▼生活保護世帯 ▼身体障害等級1・2級、重度（A判定）知的障害、精神障害1級の人
対象世帯② 視覚または聴覚障害等級1～6級、身体障害等級1・2級、重度（A判定）知的障害、精神障害1級、戦傷病（特別項症）第1款症

補助内容 ①または②の世帯がeo光に支払った令和2年1月～3月利用分までのeo光テレビ利用料を対象に、①の世帯には月額1575円、②の世帯には月額788円の支援金を交付します。

※詳しくはお問合せください

受付場所
市役所第3別館（旧さんさんネット）、沼島出張所



お知らせ

令和2年度の国民年金保険料

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

令和2年度国民年金保険料

納付方法		1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
月々の現金払い		16,540円	99,240円	198,480円	*397,800円
前納	現金・クレジット	-	98,430円	194,960円	383,210円
	口座振替	16,490円（早割）	98,110円	194,320円	381,960円

※令和3年度の保険料が16,610円になるため、16,540円×12月+16,610円×12月=397,800円

◆第1号被保険者保険料
1万6540円
国民年金保険料額の変更に伴い前納の保険料額も変わります。

◆前納の申込について
口座振替およびクレジットカードによる6カ月（4～9月分）、1年および2年前納の申込期限は、前年度の2月末までに金融機関または年金事務所へ届出が必要です。（6カ月前納（10月～翌年3月分）は当年8月末となっております）

現金納付による前納の申込期限については、4月中であれば手続き可能です。

◆納付方法について
6カ月分（令和2年4月～9月）、1年分、2年分の現金前納お支払いは4月30日までとなっております。また、6カ月分（10月～令和3年3月）の現金前納のお支払いは11月2日までとなっておりますので、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアの窓口にて、前納用の納付書を添えてお支払いください。

ただし、保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアではお支払いいただけません。

お知らせ

風しんの抗体検査・定期予防接種の開始

健康課 ☎ 43-5218

風しんの予防接種を公的な接種として受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い（約80%）世代の男性は、令和4年3月31日までの期間に限り、抗体検査を受けることができます。

対象者にはクーポン券を送付しています。クーポン券を利用して抗体検査を受けていただき、検査の結果、十分な量の抗体がない人は、予防接種を受けていただけます。

風しんの抗体検査は町ぐるみ健診でも受けることができます。町ぐるみ健診で受ける

場合は健康課にご連絡ください。

※勤め先の事業所健診での検査をご希望の場合は、各事業所にお問合せください

対象者 ①昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性 ②昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

クーポン券の送付時期
①今年4月上旬 ②昨年4月健康課にご連絡ください

費用 抗体検査・予防接種とも無料

お知らせ

新製品や新技術の開発に補助

商工観光課 ☎ 43-5221

新製品および新技術の開発等を行う事業者に対し、開発に要する経費の補助を行います。

対象者 次のすべての条件に該当する人 ①市内事業者であること ②市税を滞納していないこと ③過去に当事業補助金の交付を受けていないこと ④暴力団員等でないこと

補助内容 補助対象経費の合計額の2分の1以内
※上限100万円（1000円未満は切捨て）

申請締切 5月29日（金）

補助対象経費（対象となる経費の合計額は20万円以上であること）

区分	内容
1 機械工具費	機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕または据付等に要する経費
2 技術指導費	大学等から技術指導を受けるために必要な経費
3 特許等取得費	開発した新技術等の特許等の取得に要する経費
4 委託費	設計、加工、デザイン、試験等や新製品等の市場ニーズ調査等開発に必要な事項の一部を委託するために要する経費
5 資材・原材料費	新製品・新技術開発に必要な資材、原材料費

お知らせ

起業支援事業補助金を創設

商工観光課 ☎ 43-5221

市内で新たに起業する人に対し、起業時に要する費用を補助します。

対象者 次のすべての条件に該当する人 ①市内に居住し、かつ、市内に起業に係る事務所、店舗等を設置していること ②起業する事業の代表者かつ実質的な経営者であること ③南あわじ市商工会が開催する起業セミナーおよび商工会が推薦する経営アドバイザーによる起業・経営に関する指導を受講し、商工会から推薦を

受けた者 ④暴力団員等でないこと ⑤市税を滞納していないこと ⑥起業後、商工会に加入または加入見込みであること

補助金額 補助対象経費の合計額の2分の1以内
※上限150万円（1000円未満は切捨て）

補助対象経費 事務所等開設費、初年度備品費、専門家経費、広告宣伝費、高熱水費、通信費、備品賃借料

※申請方法や補助対象経費等、詳しくはお問合せください